平成２６年（フ）第９１０号
横浜市神奈川区神大寺２丁目21番５号　ＳＫハイツ神大寺104号（住民票上の住所）
債務者　相馬　恭子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７号
熊本県八代市松崎町35番地１、前住所熊本市中央区大江３丁目４番36号井上アパート
債務者　綱島　善永
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月28日午後２時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第１１７号
静岡県浜松市東区中田町650番地
債務者　村松美智雄
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
長崎県西海市大島町1620番地６
債務者　高比良一喜
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
長崎県佐世保市横尾町143番地、前住所長崎県佐世保市松原町24番地３　雇用促進住宅２―501
債務者　高木　良太
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
栃木県下野市駅東６丁目10番11号
債務者　倉井　典子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第１８０号
川崎市中原区苅宿15―16　アップルコート元住吉３―102号、住民票上の住所横浜市港北区大曽根台９番16号
債務者　神村　太幹
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１８４号
川崎市麻生区高石５丁目13番７号　シャルマン百合丘101
債務者　盛　　幸成
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１８５号
川崎市麻生区高石５丁目13番７号　シャルマン百合丘101
債務者　盛　美由紀
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第７９号
沖縄県沖縄市泡瀬５丁目30番４号　１Ｆ
債務者　川満　健徳
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第２３１号
静岡市清水区八坂南町５番12号
債務者　野中　勝人
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月８日午後４時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第２３号
千葉県船橋市芝山１丁目31番10―208号
破産者　藤代　進平
1　決定年月日　平成26年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２２号
長崎県佐世保市吉岡町1792番地６
破産者　有限会社ブライダルふじ
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第８２９号
千葉県柏市西山１丁目13番17号、開始決定時の住所千葉県船橋市田喜野井１丁目27番６号
破産者　長谷川一夫
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１６５号
千葉市中央区祐光１丁目32番７―102号
破産者　菅原　基洋
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１７０号
千葉県浦安市富士見１丁目５番９号　ドルチェ富士見102
破産者　畑　　岳史
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係